

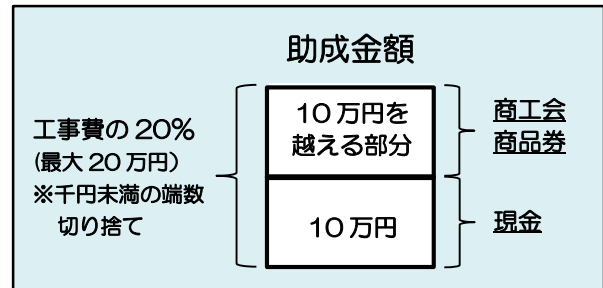
# 元気内灘住宅リフォーム助成制度

内灘町では、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を抑制し、本町における経済の活性化及び消費喚起並びに住宅環境の向上を目的として、住宅リフォーム助成事業を実施します。

## 助成内容

対象工事費の20%（限度額20万円）

- ・10万円まで ⇒ 現金
- ・10万円を超える部分  
⇒ 内灘町商工会発行共通商品券  
※有効期限：発行から6ヶ月以内



## 助成対象者

次の条件を満たす人が助成金の交付申請を行うことができます。

- ①内灘町の住民基本台帳に記録されている方
- ②助成を受けようとする者及び世帯員に町税等の滞納がない方

## 助成対象住宅

次の条件を満たす住宅が助成金交付の対象となります。

**住宅とは** 町内に所在し、自ら居住している建築物であること

- ・戸建住宅
  - ・マンション等集合住宅の住宅部分（自己の専有部分に限る）
  - ・店舗等との併用住宅のうち住宅部分
- ①この助成金を受けたことのない住宅であること
  - ②住宅の所有者以外の者が助成金の申請を行う場合は、リフォーム工事を行うことについて所有者の同意を得ている住宅であること

## 助成対象工事

次の条件を満たす工事が助成の対象となります。

- ①住宅リフォーム対象工事費が総額50万円以上であること（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ②内灘町商工会の会員である施工業者に発注した工事であること  
※商工会の会員であるかどうかは商工会へ事前にお問い合わせください。
- ③交付決定後に工事に着手し、令和4年3月18日までに完了届を提出できる工事であること

④工事内容については「P6 リフォーム対象工事」を参照ください。

⑤他の助成対象工事となっている場合は、その部分を除く工事であること

※下記助成を受ける場合、当該助成対象工事部分は本助成金の対象外となります。

新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助【住民課】

生ごみ処理機設置費補助金【住民課】

自立支援型住宅リフォーム推進事業【福祉課】

介護保険事業【福祉課】

空き家利活用事業補助金【企画課】

住宅耐震改修工事費等補助金【都市建設課】

雨水浸透施設等設置費補助金【上下水道課】

### 注意事項

- 助成対象工事費（消費税及び地方消費税の額を含む）が50万円未満の場合は、当助成金の申請はできません。
- 交付決定額に影響のある工事金額の変更又は工事施工箇所に変更があった場合は、助成金変更・中止（廃止）承認申請書の提出が必要です。
- 助成対象工事の着工は交付決定通知書が届いてから行ってください。交付決定前に工事を開始したものは助成対象外となります。
- リフォームを予定されている方は、工期を確認し、令和4年3月18日までに完了届を提出できるよう余裕を持って申請手続きをお願いいたします。
- 助成金は町の予算の範囲内となります。

## 申請から交付までの流れ

### 事前確認

- ◆ 施工業者は内灘町商工会会員に限りませので、事前に商工会までご確認ください。
- ◆ 50万円以上の補助対象工事に該当するかご確認ください（消費税及び地方消費税の額を含む）。

→見積りをもらう

チェック



注意：複数の業者・工事を行う場合は、全ての工事の見積書又は契約書を揃えて合計額で申請してください。また、見積書又は契約書は工事内容及びそれぞれの工事費の明細が分かるものをご用意ください。

### 申請前に確認を！

- ・ 現に居住しているか
- ・ 申請者と所有者が異なる場合、リフォーム工事を行うことについて所有者の同意を得ているか
- ・ 世帯員に町税等の滞納はないか
- ・ 内灘町の他の補助等を併せていないか

※下記の住宅改修補助金の対象となる場合、本リフォーム助成対象工事となりません。本事業対象工事とその他事業を明細で区別してください。

新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助【住民課】

生ごみ処理機設置費補助金【住民課】

自立支援型住宅リフォーム推進事業【福祉課】

介護保険事業【福祉課】

空き家利活用事業補助金【企画課】

住宅耐震改修工事費等補助金【都市建設課】

雨水浸透施設等設置費補助金【上下水道課】

### 申請（※工事を始める前に申請してください。）

予算に限りがあります。年度途中であっても事業が終了することもあります。

- ◆ 申請の際は次の①～⑥の書類一式を揃えて、地域産業振興課へ提出してください。

申請書は町ホームページからダウンロード又は地域産業振興課窓口にて取得できます。

## 提出書類

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②建物の所有者又は固定資産税の納税義務者が分かる書類
- ③工事施工前の写真  
工事施工前の状況を写真で提出してください。リフォームする箇所の全体や、工事箇所を詳細に撮影してください。また、複数の箇所を工事する場合は、それぞれの写真が必要です。
- ④住宅の位置図
- ⑤見積書又は契約書の写し  
施工業者が作成した見積書又は契約書の写しを提出してください。(原本を確認する場合有) 見積書又は契約書に、工事内容の内訳(材料や施工費、人件費などの詳細)が記載されているか確認してください。  
記載の金額が補助金額の算出の根拠となります。  
複数の工事をする場合は、それぞれの見積書又は契約書が必要です。
- ⑥建築確認申請等が必要な工事にあつては、確認済証の写し
- ⑦その他必要な書類

書類審査(現地確認する場合があります。)後、助成金交付決定通知書を郵送いたします。(審査から交付決定通知の送付まで1週間ほどかかります。)また、工事内容によっては、助成対象外となり助成が受けられない場合もありますので、必ず交付決定がなされてから着工してください。

◆当初申請した工事内容等に変更がある場合は、変更申請書(様式第3号)の提出が必要です。申請が必要になる変更は、「交付決定金額に影響のある工事金額の変更」、「工事施工箇所の変更」です。  
※変更内容・箇所が確認できる書類(変更後の見積書等(変更後の工事費内訳含む)、変更前の写真等)を添付してください。

## 工事着手

- ◆交付決定通知書を受け取ってから工事を開始してください。  
すでに工事を開始しているものや、交付決定前に工事を開始しているものは助成対象外となります。

## 工事完了

- ◆ 検査(検査済証)、引き渡しが終わりましたら、施工業者に代金をお支払いし、工事完了後30日以内又は令和4年3月18日までのいずれか早い日までに地域産業振興課へ次の①～④の書類を提出してください。

提出書類：①完了届(様式第5号)

②領収書の写し(印紙貼付)又はそれに代わるもの

施工業者への工事代金支払い前に、助成金を受け取ることはできません。

③工事完了後の写真

工事が完了したら、完了後の状況を写真で提出してください。  
(リフォームした箇所の全体や、工事箇所を詳細に撮影した写真など、当初の申請書に添付した着手前の写真と比較できるもの)

④確認申請が必要な工事にあっては、検査済証の写し

- ◆ 書類審査(現地確認を行う場合があります。)後、助成金を確定し、助成金確定通知書・請求書(提出用)を郵送いたします

## 助成金・商品券の交付

- ◆ 請求書を提出していただきます。(様式第7号)

- ◆ 10万円までは現金を口座に振込み、10万円を超える部分については町商工会発行の共通商品券で交付します。商品券の受け取りの際は、事前に送付する商品券受領書(様式第8号)に押印のうえ、受取人の本人確認書類(運転免許証等)を持って地域産業振興課までお越し下さい。また、受取人が申請者と異なる場合は、受領書の委任状部分への記入が必要です。

- ◆ 商品券は町商工会に加盟する取扱い店で使えます。商工会のチラシでご確認ください。なお、有効期限がありますので期限をご確認ください。(有効期限発行から6ヶ月以内)

### 【助成金の取消し・返還】

助成金の交付後であっても、虚偽その他不正の行為及び要綱等の違反等が発見された場合、助成金を返還していただくことがあります。

リフォーム工事一覧

※この表にない工事は、個別に審査し決定します。

	No.	リフォームの内容	摘要
対 象 工 事	1	既存住宅の増改築工事	建築確認を要するものは建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2	給排水衛生設備、換気設備、電気・ガス設備工事	下水道接続工事のみの場合は対象外
	3	屋根の葺き替え・塗装工事、屋根防水工事、外壁の張替え・塗装・吹付工事	
	4	床材・内壁材・天井材の張替え又は塗装等の内装工事	
	5	床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事	
	6	外部及び室内建具の取替え工事	
	7	浴槽・バスユニット・洗面台・トイレの改修工事	温水洗浄便座のみの設置は対象外
	8	部屋の間仕切りの変更工事	
	9	手すり設置、段差解消、廊下幅拡幅などのバリアフリー改修工事	
	10	障子・ふすま紙の貼替え、畳の新調・取替え・表替え・裏返しに要する経費	
	11	シロアリ防除に要する費用	増改築工事を伴うものに限る
対 象 外 工 事	1	建築資材・機器・設備・部品等を購入し、申請者自らが施工する工事	町内施工業者施工のものが対象 ただし、町内施工業者が自ら居住する住宅を施工するものは対象外
	2	移動又は取外し可能な製品（ベッド、机、棚類など）の購入・設置に要する費用	棚を作りつけにする場合は対象
	3	電化製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、食洗機、暖房、照明器具など）の購入・設置に要する費用	ビルトインタイプのもは対象
	4	電話、ケーブルテレビ、インターネット等の接続工事	
	5	カーテン、ブラインド等、移設して容易に利用できる工事	内装工事とあわせて行うものは対象
	6	住宅と別棟の物置、車庫、カーポート等の工事	ウッドデッキやサンルーム等、居住空間と一体となっているものは対象
	7	植栽、剪定等の造園工事、さく井工事	
	8	アプローチ、門扉、塀、擁壁、舗装、土間コンクリート等の外構工事	インナーガレージの土間コンクリートは対象
	9	ハウスクリーニング及び排水管清掃に要する費用	
	10	下水道への接続のみ行う工事（管路工事）	トイレの改修を同時に行う場合は全て対象
	11	住宅の解体のみ行う工事	

Q&A

1	母屋と別棟の物置、車庫、門、塀は対象工事となるのか？	不可。居住用と認めがたい。
2	太陽光・エコキュート等の町補助対象工事と一緒に申請できるのか？	各々申請してください。併用する工事について、他の助成対象工事を除いた部分は当事業の対象
3	住宅耐震工事と一緒に申請できるのか？	各々申請してください。併用する工事について、他の助成対象工事を除いた部分は当事業の対象
4	介護住宅リフォーム工事と一緒に申請できるのか？	各々申請してください。併用する工事について、他の助成対象工事を除いた部分は当事業の対象
5	雨水浸透枳、雨水タンクの設置は対象となるのか？	不可。他の助成で対応。
6	未登記建物、相続前の住宅は申請できるのか？	可。現有している人の証明書が必要
7	ふすま、障子、畳の表替え、張り替えは対象になるのか？	可 他の改修と合わせ、基準の工事額を超えること。
8	住宅を取得して、リフォームする場合対象になるのか？	居住してからのリフォームは対象。リフォームしてからの家屋取得は、対象外
9	世帯員に町税等の未納者がいる場合は申請できるのか？	不可
10	町外に事業所がある町商工会加入者は対象となるのか？	可
11	すでに着工している工事は対象となるのか？	不可。町から交付決定があった後の工事が対象
12	共同住宅のリフォーム工事は対象となるのか？	不可。
13	カーテン、テーブルコンロの費用は対象となるのか？	不可。移設して使用可能なものは対象外
14	オール電化工事は対象となるのか？	家屋と一体となっている工事が対象。埋め込み空調設備、床暖房は可
15	複数事業者の施行は可能か？	可。全てが町商工会加盟者で、契約額が基準を超えること
16	消費税込み金額か？	税込金額が基準額を超えること
17	申請は所有者以外でも可能か？	現に居住している者であれば可。所有者の同意が必要
18	住宅の減築のみは対象となるのか？	可。全部解体工事は不可。
19	郵送による申請はできるのか？	不可。本人または代理人が持参する
20	共有名義での申請者は？	実質に支払いをする人
21	工事の開始時期は？	町から交付決定があってから工事を始めてください
22	テレビ、インターネット及び配線工事は対象か？	不可

23	シロアリ駆除は対象か？	増改築工事にかかるものは可
24	工事の途中で追加の工事が必要になった。増額の変更はできるか？	助成金額に変更がある場合は、変更申請を提出してください。その部分の審査を行います。
25	工事の途中で工事額が減額した。減額の変更はできるか？	助成金額に変更がある場合は、変更申請を提出してください。その部分の審査を行います。 対象工事費が50万円を下回る場合は、助成金の交付が取消しとなります。
26	商品券はいつもらえますか？	工事完了後、工事完了届を提出し、町から助成金確定通知を受け取った後、請求書を提出してもらいます。 指定日以降内灘町地域産業振興課窓口まで商品券を受取りに来てください。
27	商品券はいつまで使用できますか？	使用期間は発行の日から6か月以内です。商品券に使用期限日が明示してあります。 この日を過ぎると使えません。

■お問い合わせ■

内灘町役場 都市整備部地域産業振興課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL 076-286-6708 FAX 076-286-6709

E-mail chiiki@town.uchinada.lg.jp

HP <http://www.town.uchinada.lg.jp/webapps/www/service/detail.jsp?id=12358>

内灘町商工会

〒920-0271 石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1

TEL 076-286-4200